

豊橋市小・中学校読書活動振興基金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条の規定に基づき、豊橋市小・中学校読書活動振興基金(以下「基金」という。)について定めるものとする。

(設置)

第2条 本市は、児童・生徒の読書活動の振興を図るため基金を設置する。

(基金の額)

第3条 基金として積み立てる額は、予算に定める額とし、寄附金をもって充てる。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、[第2条](#)に定める目的のための経費に充てるものとし、余剰金のある場合にはこれを基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は各会計歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(追加〔平成15年条例10号〕)

(処分)

第7条 市長は、[第2条](#)に定める目的を達成する場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、基金を処分した後の基金の額が[第3条](#)の規定により積み立てられた額の合計額を下回らない範囲内で、基金を処分することができる。

(追加〔平成15年条例10号〕)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔平成15年条例10号〕)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年3月31日条例第10号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。